

暮らしに役立つ生活情報誌

暮らしのめ

特集号

「暮らしの安全を考える」 特集

それでは
一緒に

家庭の中で、
事故には至らなかったものの、
ヒヤリとしたり、
ハッとすることなど、
事故寸前の危険な状態を
味わったことがありますか。
私たちの暮らしには、思わぬ
事故に遭う危険が潜んでいます。
「たぶん大丈夫」ではなく、
起こりうる危険を知ることが、
安全な暮らしのための第一歩です。
特に、子どもやお年寄りのまわりには
気づきにくい危険がたくさんあり、
配慮が必要です。
「暮らしの」家の「ヒヤリ」体験を
参考に、皆さんも我が家の
暮らしの安全について
考えてみませんか。

保存版

「暮らしの」家の
皆さん

大おばあさん

次男
(1歳)

おじいさん

おばあさん

おかあさん

長男
(3歳)

長女
(中学1年生)

次女
(小学2年生)

おとうさん

(注)本紙は、家庭内の日常的な危険に絞って取り上げています。本紙で示した事例は一例です。起こりうる事故や実行すべき対策は、状況により様々ですので、例示した事例以外についても配慮が必要です。また、特定の商品・サービス等を推奨するものではありません。

12月は消費者被害防止月間です

消費生活についての相談窓口
消費者ホットライン

0570-064-370

暮らしに役立つ生活情報誌
暮らしのめ
特集号
は
静岡県がお届けしています。

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに
Shizuoka Prefecture

「暮らしの」家の中にはどんな危険があるのでしょうか？

「暮らしの」家の ヒヤリ体験



庭

- ① 自家用車の窓のパワーウィンドウのはさまれ事故
子どもに操作させない。ロックスイッチを使用する。
- ② シルバーカー（歩行補助車）／段差につまづき転倒
シルバーカーは手すりなどを使用しなくても自分で歩行できる人用。目的や身体にあった商品を選択する。
- ③ シニアカー（ハンドル形電動車いす）／狭い道、下り坂、踏切で転倒・転落
下り坂では慎重に操作する。安全な場所をよく練習する。歩道を使用する。

寝室

- ④ 介護ベッド／サイドレール等の隙間に首・手・足をはさまれる
手すりが新JIS製品が確認（不明な場合はメーカーやレンタル事業者問い合わせ）。使用前に隙間を確認。カバー等でふさが隙間を極力作らない。
- ⑤ 湯たんぽ／低温やけど
直接足を触れない。
- ⑥ 電気ストーブ／出火
洗濯物、寝具が接触しないように注意する。ストーブの上に洗濯物を干さない。
- ⑦ ハロゲンヒーター／発煙、発火
高熱を発する電気器具なので、近くに可燃物を置かない。

階段

- ⑧ 転落
つまずきそうな物は置かない。すべりやすいスリッパや靴下ははかない。

玄関

- ⑨ 照明器具／踏み台に乗って高いところを掃除しようとして転落
足元には十分注意し、無理をしない。

寝室

- ⑩ フロットベッド／子どもが落下
使用する子どもの年齢を考慮する。敷布団やマットレスの厚さを差し引いて手すりの高さを確保する。
- ⑪ 窓の近くに置いたソファからの子どもの転落
窓際に足場になるものは置かない。小さな子どもだけを残して外出しない。

トイレ

- ⑫ ドアのアンダーカットで子どもが足をけが
ドアの開閉時は足元に注意する。ドアで遊ばせない。
- ⑬ 床を掃除中に頭を上げたところ壁の手すりに頭がぶつかった
タオル掛け、収納ボックスなどにも要注意。

浴室

- ⑭ 浴槽／乳幼児が転落、溺れる
入浴時以外も注意。子どもだけで浴室で遊ばせない。乳児は浮き輪を使っても絶対に目を離さない。
- ⑮ 浴槽／入浴剤を入れて滑る
規定量より多く入れるとより滑りやすくなる。家族にも注意を促すこと。
- ⑯ 洗い場／走って転倒
浴室の床には石鹸が残っていることも多い。足元には慎重に行動する。

台所

- ⑰ ガスコンロ／消し忘れによる火災、衣服に引火
コンロから離れるときは必ず火を消す。袖や裾が広がった衣類は危険。
- ⑱ 小型ガス湯沸かし器／不完全燃焼による一酸化炭素中毒
必ず所有者登録し、定期点検を受ける。＊長期使用製品安全点検・表示制度（4ページ参照）

台所

- ⑲ 電子レンジ／内部汚れによる発火、突沸（液体が加熱状態で突然沸騰する現象）によるやけど、調理目的以外使用による危険（湯たんぽが破裂）
調理目的以外に使用しない。卵、飲料、油脂の多い食品の加熱に注意する。
- ⑳ IHクッキングヒーター／少量の油使用による発火、調理の済んだ鍋を移した直後家族がトッププレートに触れてやけど
コース選択や設定量を守る。調理後はしばらくはトッププレートに触れない。＊
- ㉑ 炊飯ジャー／蒸気で子どもがやけど
床や低い棚など子どもの手の届く場所では使用しない。

洗面所

- ㉒ 洗濯機／脱水層の指かまり事故
脱水層が確実に停止してから洗濯物を取り出す。ゆっくりした回転でも危険。
- ㉓ ドライヤー／突然コードから発火
コードの根元を繰り返し曲げていると断線の危険がある。コードは強く束ねない。使うときは伸ばして使う。使用後はプラグをコンセントから抜く。＊

ベランダ

- ㉔ 転落事故 ▲ 足場になるものは置かない。エアコン室外機は柵から離して設置する。
- ㉕ ベランダに置いていた植木鉢につまづいて転倒 ▲ 日頃から整理整頓をする。

リビング

- ㉖ 薄型テレビ／地震による転倒
転倒したときの危険大。テレビのスタンドをテレビ台に固定するだけでなく、テレビ本体を壁等に固定するとより安全。
- ㉗ 石油ストーブ／不完全燃焼で一酸化炭素中毒、給油時の引火
こまめに換気。こぼれた灯油の引火に注意。古い灯油は使用しない。＊
- ㉘ 電気ジャーポット／倒れてお湯がこぼれやけど
子どもの手の届かないところ、コードを引っかけない場所で使う。

リビング

- ㉙ スーパーボール、たばこ、医薬品／子どもの誤飲
口に入りそうなものは床から1m以上の高さに片付ける。兄姉にも片付けの習慣をつける。
- ㉚ お菓子や飲み物に似た商品の誤食
食品とは別にし、はっきりわかるようにしておく。贈る側も配慮する（小さな子どもや高齢者のいる家庭には要注意）。
- ㉛ ライター／火災
子どもの手の届かないところへ置く。子どもに触らせない。
- ㉜ アイロン／やけど
アイロンは子どもが寝ている時間帯や手の届かない場所で使う。使用後も速やかに子どもの手の届かない場所に片付ける。
- ㉝ 電気カーペット／経年劣化による火災、低温やけど
コードのいたみ、プラグのがたつき、コントローラーの発熱等がないか点検する。就寝用暖房器具として使用しない。
- ㉞ 電気こたつ／踏みつけられた電源コードから発火
コードは家具やカーペットの下敷きにならないようにする。＊
- ㉟ 掃除機／プラグとコードの付け根から発火
プラグやコードを痛めるため、びんと引っ張った状態で使用しない。＊家族がひっきり危険。

庭

- ㊱ 電動工具／電動ドリルで板に穴を開けていたら、板を押さえていた左手の軍手が巻き込まれた
先端部にだぶつきのある軍手は着用しない。電動工具の用途が違えば使用は絶対にしない。
- ㊲ 庭で木にはしごをかけて剪定していたところ、誤って転落
高齢者は高所の作業はなるべく避ける。特に一人での作業は危険。



安全なくらしのために…



100%の安全は存在しません。製品の安全な使用、適切な手入は消費者の役割です。

危険に対する意識を高めること、事故情報やリコール情報に気をつけること、製品を使い始める前は取扱説明書をよく読むこと、もしも事故が起きたり安全性へ疑問を感じた場合は、メーカーだけでなく消費生活相談窓口にも相談、情報提供してください。

お近くの消費生活相談窓口へは、
消費者ホットライン

☎0570-064-370

(本ページ下参照)からつながります。

参考ホームページ

事故情報データベース <http://www.jikojoho.go.jp>

消費者庁を始め、国の省庁や関係機関が持っている消費生活上の事故情報を集めたデータシステムです。

消費者庁リコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/>

(独)国民生活センター商品テスト・回収情報 http://www.kokusen.go.jp/category/test_recall.html

消費者安全調査委員会 <http://www.caa.go.jp/csic/index.html>

消費者安全法に基づき設置された、消費生活上の生命・身体被害に係る事故の原因を究明するための調査を行う機関。誰もが事故等原因調査等を行うよう求めることができる申出制度が設けられました。

子どもの事故防止 消費者庁「子どもを事故から守る!プロジェクト」

<http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php>

※長期使用製品安全点検・表示制度



長期間の使用による重大事故のおそれが高い9品目(屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用・LPガス用)、屋内式ガスふろがま(都市ガス用・LPガス用)、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機)について、消費者をサポートする制度。これらの製品を購入したら必ず所有者登録の必要があり、メーカーは点検(ただし有料)の通知を行います。

また、長期間の使用による事故件数の多い5品目(扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ)については、設計上の標準使用期間と長期使用についての注意喚起が表示されています。

経済産業省製品安全ガイド http://www.meti.go.jp/product_safety/

多重債務者相談ウィークのお知らせ

消費者金融などの借金でお困りの方の相談に応じるため、多重債務者相談会を開催します。



◎相談無料・相談者の秘密厳守

◎相談員は弁護士、司法書士、県の相談員です。

◎精神保健福祉士等による心のケアに関する相談ブースも設置します。

◎開催日・会場・問い合わせ先(事前予約制。相談時間はお問い合わせください。)

会 場	開催日(12月) ※相談時間はいずれも午後の予定	問い合わせ電話番号 (平日9時～16時)
賀茂県民相談室(下田)	10日(月)、12日(水)	☎0558(24)2199
東部県民生活センター(沼津)	10日(月)～14日(金)	☎055(952)2299
中部県民生活センター(静岡・藤枝※)	10日(月)～14日(金) ※12日(水)は藤枝	☎054(202)6006
西部県民生活センター(浜松)	10日(月)～14日(金)	☎053(452)2299

◎主な市町でも相談会を実施します。詳しくはお住まいの市町へお問い合わせください。

シニアのための消費生活セミナー

「ふじのくに生き活きと賢いくらし」 のお知らせ

シニアにとっての賢い消費生活について、「永遠の若大将」ことタレントの加山雄三さんが語ります。

とき／平成25年1月29日(火)14時30分～

会場／「グランシップ」会議ホール風(JR東静岡駅下車すぐ)

対象／60歳以上の方、シニア世代の消費生活に関心のある方

定員／380人(申込み多数の場合は抽選。当選者には1月中旬入場券をお送りします。)

申・圖／郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号をハガキ、FAXで

(ご本人以外2名まで申込み可能、1月13日(日)締切)

〒420-0015 静岡市葵区錦町7-3 NPO法人地域活性化支援センター若大将係

☎054(252)3481 FAX054(252)8719 (県委託事業)



くらしに役立つ消費生活情報を
携帯電話やパソコンにメールで
お届けします

静岡県暮らしのめ〜ルは、あなたの携帯電話やパソコンに、くらしの安全・安心情報、食品表示に関する情報、新手の悪質商法の手口、県の消費生活関連講座の情報など消費生活情報を県からいち早くお届けします。

登録受付中!

※登録は無料です。(通信料金はかかります)
配信は月2回程度です。

【登録方法】



●携帯電話の場合 t-kurashinome@sg-m.jp へ空メール送信
(件名・本文には何も書かないでください) または右のバーコードから



●パソコンの場合 下記から「登録案内」に進んでください。

静岡県 暮らしのめ〜ル

検 索

パソコン用URL

<http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-110/kurashinomeru.html>



消費生活 についての 相談窓口

消費者ホットラインからお近くの市町の消費生活相談窓口につながります。

消 費 者
ホ ッ プ ラ イ ン **0570-064-370**

(注) お住まいの郵便番号の入力が必要となります。条件によっては相談窓口につながらない場合があります。
この場合、ガイダンスにより受付時間や連絡先をご案内します。

県の消費生活相談窓口 (平日9時～16時)

東部県民生活センター／TEL.055-952-2299 〒410-0801 沼津市大手町1-1-3
中部県民生活センター／TEL.054-202-6006 〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1
西部県民生活センター／TEL.053-452-2299 〒430-0933 浜松市中区鍛冶町100-1

県の消費生活関連ホームページ

静岡県のトップページから、「くらし・環境」⇒「消費生活」をクリック!

〈発行〉静岡県 くらし・環境部 県民生活課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 TEL.054-221-2175